

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に関する意見公募結果について

横浜市では、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について意見公募を行いました。このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

なお、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく、横浜市福祉のまちづくり推進会議の下部組織である専門委員会のご意見を踏まえ、意見公募時の案を一部変更しました。変更箇所については、健康福祉局福祉保健課にて別途意見公募（令和4年11月11日（金）から令和4年12月11日（日）まで）を行い、ご意見の提出はありませんでした。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 意見公募の概要

（1）意見公募の期間

令和4年7月22日（金）から令和4年8月31日（水）

（2）意見の提出方法

持参、郵送、ファックス及び電子メール

（3）意見公募の周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所、建築局建築企画課で資料を配布、配架

（4）全体の意見数

2名の方から、7件の意見をいただきました。

3 ご意見と本市の考え方

いただいたご意見の概要とご意見に対する本市の考え方は以下のとおりです。

| | ご意見 | 本市の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | <p>【条例改正へのご意見】</p> <p>誰にとっても暮らしやすい『まちづくり』は大切なことだと思います。可能な限り、横浜市のあらゆる場所が利用しやすいバリアフリーのまちとなることが理想だと思いますし、その実現に向けてまちづくりをしていくべきだと思っています。</p> <p>けれど、あまりにもハードルを上げてしまうことに懸念を感じています。ハード面の整った遠くのバリアフリーの施設に通所するよりも、たとえバリアフリーでなくても通所しやすい事業所を選択したい者もいます。</p> <p>【規則改正へのご意見】</p> <p>施行規則を柔軟に考えていただき、必要に応じて規則を緩和する方向性があっても良いのではないかと思います。</p> | <p>現在、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなどの福祉のまちづくりの考え方の変化に伴い、目的規定の見直しや施設管理者の責務等に関する条例改正の検討を進めているところです。その検討状況を踏まえて引き続き検討を進めます。</p> |
| 2 | トイレについて | 横浜市福祉のまちづくり条例施 |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>男女ブース内に多目的トイレが設置されていると、異性介助(母親と小学高学年以上の息子など)の場合、男女どちらのトイレも利用できない。</p> | <p>設整備マニュアル[建築物編]増補版で利用者の状況に応じて配慮するよう記載しています。</p> |
| 3 | <p>トイレについて</p> <p>流すマークが統一されていない上に流すためのスイッチが様々にありすぎて、どこをどうすれば流れるのかがわからない</p> | <p>次回、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]改正の際に、国土交通省が発行している設計標準の内容を記載予定です。</p> |
| 4 | <p>トイレについて</p> <p>男女のトイレ表記が施設によって違う(男女とも黒で、男が帽子・女がリボンなどで gentleman と lady と表記など)。せめて、青や黒と赤など、色で男女がわかるようにしてもらいたい。男が青黒で女が赤というように、決めてしまうことに問題があり、それに不快感を持つ方がいらっしゃることは承知しています。けれど、どちらかわからずに間違えて利用してしまったら、不審者として通報されます。字がわからなくても、色で判断できるような表記にしてください。</p> | <p>トイレ表記の色については、統一することは簡単ではないと考えます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただき、引き続き、分かりやすい案内板について検討を進めてまいります。</p> |
| 5 | <p>エレベーターの視覚障害者用音声案内、点字案内についてです。</p> <p>今回新設に加え増設も対応との説明でしたが、エレベーターの交換・改修時にも対応をお願いします。</p> <p>音声案内や点字案内は、視覚障害の単独歩行者には必須です。</p> <p>入口の幅などは、交換・改修時には対応できない事が、音声対応等できない理由となっている事が考えられます。</p> <p>今後条例において、エレベーターの設置基準には、入口の幅などと、音声対応等に関しては、別の扱いにさせていただき、合理的配慮を要望します。</p> | <p>次回、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]の改正の際、「エレベーターの交換、改修時にも音声案内の対応を行うことが望ましい」旨の記載を行い、周知を図ってまいります。</p> |
| 6 | <p>①個室のトイレトーパー、水を流すボタン、非常呼び出しボタンの配置位置を、国際標準である JIS S026 規格に統一していただきたい。</p> <p>視覚障害者は、それぞれの配置位置がバラバラで、非常に困っています。</p> <p>横浜市の職員の皆様におかれましては、是非目を瞑って、トイレをしてみてください。</p> <p>その大変さが実感できると思います。</p> | <p>横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]の中で、トイレ内のボタン配置について、「各設備の配置は、日本工業規格 (JIS S026) のとおりとすることが望ましい」旨記載しています。</p> |
| 7 | <p>②便所の通路内にも、点字ブロック又は誘導マットの敷設を要望します。</p> <p>②に関しては是非横浜ラポールのトイレを参考にしてください。</p> | <p>貴重なご意見いただきありがとうございます。今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |